

入札申込者心得書

入札申込者（以下「入札者」という。）は、次の各事項をよく読んで入札に参加して下さい。

（入札参加者の資格）

第1条 入札には、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は、参加することができません。

（入札参加者の制限）

第2条 次の各号の一に該当すると認められる者は、その事実があった後2年間入札に参加できません。また、これを代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様です。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 入札に参加することを妨げ又は契約の締結若しくは履行を妨げた者
- (4) 監督又は検査に際し職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約に際し代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

2 工事請負の場合は、建設業法による登録のない者は入札に参加することができません。

（入札仕様書、図面等）

第3条 入札に参加しようとする者は、仕様書、図面、見本、現品、現場、契約条項及び関係法規等をよく調査の上、入札を行って下さい。

（入札の日時及び場所）

第4条 入札は別に通知した日時及び場所で行うものとし、通知した日時に遅れたときは、入札に参加することができません。

（入札の取扱い）

第5条 入札は契約の申込として取扱います。

（保証金）

第6条 入札保証金及び契約保証金については、別に通知します。

（代理人の入札参加）

第7条 入札者を、代理人をもって入札するときは、その者に対する委任状、その他これに準ずる書類をもって代理権のあることを証明して下さい。

（郵便による入札参加）

第8条 入札書を郵送（書留扱いに限る）により提出することができます。この場合は入札日の前日午後5時までに到着することを要し、封皮には「 年 月 日執行（件名）入札書」と明記して下さい。ただし、入札日の前日が日曜日又は祝日のときは、前々日までに到着することを要します。

（入札書の記載方法）

第9条 入札はすべて入札書で行い、入札書は横書、楷書で明確に記載し、数字はアラビア

数字を用いて作成封かんし、封皮には自己の氏名及び「 年 月 日執行（件名）入札書」と明記して入札事務を担当する職員に提出して下さい。また、入札を辞退しようとする者は、入札書の金額記載欄に「辞退」と明記して下さい。

（入札金額の決定）

第10条 入札金額は入札書に記載してある合計金額により定めます。

（開札）

第11条 開札は、第5条に掲げる日時及び場所で入札者立ち会いのもとに行います。

2 入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない当研究所の職員を立ち会わせて行います。

3 入札者は、一旦提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができません。

（落札）

第12条 開札の結果、予定価格の制限に達した入札者のうち、請負、買入れ、賃借等の場合は最低の価格で入札した者を落札者とし、売払い、貸付け等の場合は最高価格で入札した者を落札者とし、原則として当研究所の定める手続きを経て、この者と契約することを決定します。

（落札者2人以上の場合）

第13条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、入札者のうちから、抽選により落札者を決定します。もし、当該入札者のうち出席しないものがあるときは、これにかわって入札事務に関係のない当研究所の職員が代行してくじを引きます。

（再度の入札等）

第14条 落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがあります。入札の回数は原則として3回以内とし、なお落札者がいないときは入札を打ち切り、入札者のうちから特定の相手方と協議にはいることがあります。

（公正な入札の確保）

第15条 入札に参加する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）法令に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札に参加する者は、入札に当たっては競争を制限する目的で他の入札に参加する者と入札にする金額又は意思についていかなる相談も行わず、独自に入札する金額を定めて下さい。

3 入札に参加する者は、落札者の決定前に、他の入札に参加する者に対して入札する金額を開示してはなりません。

（入札の中止等）

第16条 不正の入札が行われるおそれがあると認められるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期するものとします。

（入札者の排除）

第17条 入札者が入札現場において、次の各号の一に該当する行為があると認められた時は、入札から排除します。

(1) 入札に際し不当に価格をせり上げ又はせり下げる目的をもって連合した者

(2) 入札に参加することを妨げた者

(3) 入札事務担当者の職務の執行を妨げた者

（入札の無効）

第18条 入札者が次の各号の一に該当する場合における入札は無効とします。

(1) 第1条、第2条及び前条の各号の一に該当する者の行った入札

(2) 入札者に要素の錯誤があると認められたとき

(3) 郵送により提出された入札書が所定の日時までには到着しなかったとき

(4) 郵送又は使者により提出された入札書が、その封筒の表記から当該入札の入札書であ

ることが確認し難いとき

- (5) 入札保証金が所定の金額に達しないとき
 - (6) 入札書の記載事項が不明なとき
 - (7) 入札書に記名、押印がないとき
 - (8) 同一人が2以上の入札書を提出したとき
 - (9) 入札者又はその代理人が他の入札者の代理人として入札書を提出したとき
 - (10) 前各号のほか、入札に必要な条件を備えないとき
- (契約事務)

第19条 契約相手方として決定した者は、すみやかに契約書その他関係書類を作成し、契約事務を担当する職員に提出して下さい。

(費用)

第20条 入札及び契約事務に要する費用は、すべて入札者の負担となります。

(その他)

第21条 入札者は入札後、この心得書、仕様書、図面、契約条件及び現場等について内容等の不明を理由として異議を申し立てることはできません。